<u>質問回答</u>

NO.	質問	回答
1	【質問1】仕様書3.業務の内容(1)の「プロセス④審査結果の通達」にある「環境省からの認定・非認定の判定結果を申請者へ通達する」とありますが、申請者から非認定理由の問い合わせがあった場合の対応は、環境省が行うと理解してよいでしょうか。	仮に「申請者から非認定理由の問い合わせがあった場合」は、問い合わせ内容にもよりますが、認定運営事務局業務の一環として、事務局にて申請者とのやりとり窓口をしていただくことはあります。なお、問い合わせの具体的な内容に応じて、環境省と相談の上で対応することを想定しています。
2	・ (別添2) 仕様書3. 業務の内容(1) について 本業務において申請を受付する「最大100件程度」には、令和4年 度に実施した前後期の試行サイトは含まれますでしょうか。	令和4年度に実施した試行サイト56件(試行前期23サイト、試行後期33サイト)は、含まれません。
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		